

毎月15日までの会費集金  
にご協力をお願いします。  
会計 山崎孝亀

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行  
TEL 0568-81-1482  
FAX 0568-81-9756  
http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 源泉所得税の中間納付の納期限は7月12日(月)です

源泉所得税の納付書(見本)

税務署からお知らせは来ません。納付し忘れに注意しましょう！  
従業員等に給与を支払っている事業所で「源泉所得税の納期の特例」の承認を受けている事業所は、1月～6月分の預かった所得税を7月10日までに納付することになっています。納付税額のない方も、「0」と書いて提出する必要があります(今年は7月10日が土曜日のため7月12日が納期限です)。  
中間納付は、税務署からお知らせも必要書類も送られてきません。忘れずに手続きするようにしてください。

### 納期の特例の承認を受けている場合の納期限

1月～6月分…7月10日 ※今年は7月12日(月)  
7月～12月分…翌年1月20日

## 経済センサス どうしたらよいか

経済センサス調査-活動調査について、問い合わせが増えてきています。よくある質問をまとめてみました。

### ① 信頼できるところがやっている調査なの？

総務省統計局が2年に一度行っているものであり、「我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ること」を目的とし、「統計法」に基づく機関統計調査として行っているものです(経済産業省ホームページより)。

### ② 忙しいので協力できないが、回答を拒否すると罰則はあるの？

統計法第13条では、統計調査を行う場合「個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる」と規定され、拒否または虚偽の回答をしたものへの罰則規定もあります(同60条)。ただし、過去に不正目的で虚偽申告をして処分を受けた事例はありますが、回答を拒否しただけで処分を受けた事例はありません。

納付書は送られてきません。納付書がない方は税務署に連絡を！  
また、納付書は送られてきませんので、手元にある納付書(昨年末に届いたもの)を使用します。  
納付書には源泉徴収義務者名があらかじめ印字されています。白紙の納付書は事務所にはありませんので、紛失や書き損じ等で使用できる納付書がない、という方は、すみやかに税務署に連絡して送付してもらうようにしましょう。  
納期限を1日でも過ぎてしまうと、不納付加算税が発生してしまいます。納期限に遅れないように今から準備しておきましょう。

## あいち平和行進 春日井へ

核兵器禁止条約発効後初となる平和行進が今年も開催されました。今年新型コロナウイルスのため、全行程を行進でなく、宣伝カーが各地をつなぐ形で行われました。春日井市では6月7日(月)に勝川駅と春日井市民会館でアピールを行い、婦人部が折った折り鶴とカンパを手渡しました。



おいしいそうめんが今年も入荷しました！

値段は昨年と同じです

### 小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円

